

---

プロジェクト **譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化**  
項目 **適用時期及び経過措置の検討**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、現在審議を行っている譲受人が特別目的会社（以下「SPC」という。）である場合の金融資産の消滅範囲の明確化に関する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）（金融商品会計基準及び金融商品実務指針をまとめて以下「金融商品会計基準等」という。）の改正に関する適用時期及び経過措置についての ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. 適用時期の検討

### （ASBJ 事務局による分析）

2. 適用時期の検討を行うにあたっては、基準の公表から強制適用時期までの期間、すなわち、準備期間を想定しておく必要がある。一方、できるだけ早く適用可能な状態とすることについてニーズがあると考えられる場合には、公表以後直ちに適用することとすることもある。
3. ここで、本プロジェクトで検討している譲受人が SPC である場合の金融資産の消滅範囲の明確化は、次の改正を行うものである。
  - (1) 金融商品会計基準（注 4）について、証券の保有者だけではなく、貸付金の保有者についても同様に扱うことを示す。
  - (2) あわせて、金融商品実務指針第 40 項について、譲渡人が SPC の発行する証券を保有することになる場合のみではなく、SPC に対する貸付金を保有する場合についても同様に扱うことを示す。
4. SPC を譲受人とする金融資産の譲渡を行う企業は、通常、会計上の取扱いを十分に検討した上でスキームを構築していると考えられる。本プロジェクトで提案している金融商品会計基準等の改正は、現在検討中の金融商品の譲渡の会計処理に影響を与える可能性があるため、一定の準備期間が必要となると考えられる。この場合、3 月決算会社が多いことを踏まえて、最終基準を公表した日以後最初に到来する 4 月 1 日以後開始する連結会

計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から強制適用とすることが考えられる。

5. 一方、企業会計基準諮問会議に対するテーマ提案では、20XX年改正前の本実務指針第40項において用いられていた「証券等」に貸付金が含まれるかどうかに関して、実務上、解釈にばらつきがあるとの意見が聞かれており、できるだけ速やかに明確化し適用可能とするニーズがあると考えられる。このため、早期適用を認めることが考えられる。
6. この点、早期適用を認める場合は、(1)最終基準の公表日以後実施される金融資産の譲渡から適用することができるとする案（以下「案1」という。）と(2)最終基準の強制適用日の1年前の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することができるとする案（以下「案2」という。）が考えられる。

#### 案1について

7. 案1は、最終基準の公表日以後実施される金融資産の譲渡から適用することを可能とするものである。例えば、仮に2026年X月Y日に最終基準を公表したとすると、同日以後に実施される金融資産の譲渡から適用することが可能となる。
8. 案1は、本プロジェクトにおける金融商品会計基準等の改正については、会計方針の変更による会計処理への影響が生じうるのは取引の単位であるため、早期適用を認める場合は、連結会計年度及び事業年度の期首に限らず、最終基準の公表日以後実施される金融資産の譲渡から適用することができるとするものである。
9. 案1においては、最終基準の公表に合わせて会計処理を行うため、最終基準の公表日前の取引には遡って適用する負担は生じないと考えられる。一方、同一の年度内において、最終基準の公表日の前後で会計処理が異なることとなる。

#### 案2について

10. 案2は、強制適用となる連結会計年度及び事業年度の前年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から最終基準を適用することを可能とするものである。例えば、仮に2026年X月に最終基準を公表したとすると、強制適用となる2027年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の前年度に該当する2026年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することが可能となる。
11. 案2においては、本プロジェクトにおける金融商品会計基準等の改正によって、これまでの会計処理を変更する場合、新たな会計方針を連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとなるため、同一の年度において最終基準を公表した日の前後で同じ会計処理を行うことができる。

12. 一方、案 2 においては、同一年度内において最終基準が公表される前に実施された取引（本資料第 10 項の例においては 2026 年 4 月 1 日以後最終基準の公表日前に実施された取引）に遡って本改正案を適用することになる。

#### **案 1 と案 2 の比較**

13. 案 1 と案 2 を比較した場合、同一の年度において最終基準を公表した日の前後で同じ会計処理を行うことができるメリットを重視し、案 2 とすることが考えられる。この場合、会計基準の公表日の前に実施された金融資産の譲渡について会計処理を見直す可能性はあるが、後述の経過措置を勘案すると、実務上の負担は同一年度内における取引に限定されると考えられる。

#### **小括**

14. 以上から、本プロジェクトにおける金融商品会計基準等の改正については、最終基準を公表した日以後最初に到来する 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することとし、合わせて、早期適用を認めることが考えられる。
15. また、早期適用の方法としては、案 2 を採用し、最終基準の強制適用日の 1 年前の 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することができるということが考えられる。

### **III. 経過措置の検討**

#### **(ASBJ 事務局による分析)**

16. 本資料第 5 項のとおり、20XX 年改正前の本実務指針第 40 項の適用に関して、実務上、解釈にばらつきがあるとの意見が聞かれており、本プロジェクトで検討している譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化によって、従前の取扱いと異なる場合もあれば、従前の取扱いから異なる場合があると考えられる。ここで、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、本改正案の適用初年度において会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことが考えられる。
17. ここで、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 6 項(1)では、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」が行われた場合、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することが求められている。また、企業会計基準第 24 号第 10 項では、会計方針の変更に関する注記が

定められている。さらに、財務諸表の表示方法<sup>1</sup>を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行うとされている（企業会計基準第 24 号第 14 項）。

18. 本資料第 4 項に記載のとおり、金融資産の譲渡を行う企業は、通常、会計上の取扱いを十分に検討した上でスキームを構築していると考えられるため、スキーム実行時に想定していなかった会計処理を過去に遡って見直すことは、原則として求めるべきでないと考えられる。このため、本プロジェクトにおける改正金融商品会計基準等の適用前に実施された金融商品の譲渡の会計処理について、会計処理の見直し及び遡及的な処理を求めないことが考えられる。
19. また、本プロジェクトで提案している金融商品会計基準等の改正案の適用に際して、財務諸表の表示方法の変更は生じないと考えられるため、表示する過去の財務諸表に関する財務諸表の組替えについての定めを設ける必要はないと考えられる。
20. 以上から、本改正案の適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うとした上で、本改正案の適用前に実施された金融資産の譲渡に係る従前の取扱いは、本改正案の適用後においても継続し、本改正案の適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないものとする経過措置を設けることが考えられる。
21. なお、文案の検討においては、条件付取得対価に係る会計処理を明確にする改正を行った平成 31 年改正に関する経過措置である企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 58-4 項を参考とすることが考えられる。

58-4. 平成 31 年改正会計基準の適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

また、平成 31 年改正会計基準の適用前に実施された企業結合に係る従前の取扱いは、平成 31 年改正会計基準の適用後においても継続し、平成 31 年改正会計基準の適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わない。

#### **IV. ASBJ 事務局による提案**

22. 本資料第 2 項から前項までの分析を踏まえて、本プロジェクトにおける金融商品会計基

---

<sup>1</sup> 「表示方法」とは、財務諸表の作成にあたって採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる（企業会計基準第 24 号第 4 項(2)）。

準等の改正の適用時期及び経過措置について、次のことが考えられるがどうか。

**(適用時期)**

- (1) 最終基準の公表日以後最初に到来する 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用する。
- (2) 早期適用については、最終基準の強制適用日の 1 年前の 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することができるとする。

**(経過措置)**

- (3) 本改正案の適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。また、本改正案の適用前に実施された金融資産の譲渡に係る従前の取扱いは、本改正案の適用後においても継続し、本改正案の適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないものとする。

23. 前項の事務局提案を反映した具体的な文案は別紙 1 (HP では非公表) のとおりである。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 2 項から第 23 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

**別紙2：企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」抜粋****会計方針の変更に関する原則的な取扱い**

6. 会計方針の変更に関する原則的な取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合  
会計基準等に特定の経過的な取扱い（適用開始時に遡及適用を行わないことを定めた取扱いなどをいう。以下同じ。）が定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている場合には、その経過的な取扱いに従う。
  - (2) (1)以外の正当な理由による会計方針の変更の場合  
新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。

**会計方針の変更に関する注記****（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更）**

10. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合（第5項(1)参照）で、当期又は過去の期間に影響があるとき、又は将来の期間に影響を及ぼす可能性があるときは、当期において、次の事項を注記する。なお、(3)から(7)については、(5)ただし書きに該当する場合を除き、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同一であるときには、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができる。
- (1) 会計基準等の名称
  - (2) 会計方針の変更の内容
  - (3) 経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合、その旨及び当該経過的な取扱いの概要
  - (4) 経過的な取扱いが将来に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨及び将来への影響。ただし、将来への影響が不明又はこれを合理的に見積ることが困難である場合には、その旨
  - (5) 表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額。ただし、経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合並びに前項(1)又は(2)に該当する場合で、表示する過去の財

務諸表について遡及適用を行っていないときには、表示期間の各該当期間において、実務上算定が可能な、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額

- (6) 表示されている財務諸表のうち、最も古い期間の期首の純資産の額に反映された、表示期間より前の期間に関する会計方針の変更による遡及適用の累積的影響額。ただし、前項(1)に該当する場合は、累積的影響額を反映させた期におけるその金額。前項(2)に該当する場合は、その旨
- (7) 原則的な取扱いが実務上不可能な場合（前項参照）には、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

#### **表示方法の変更に関する原則的な取扱い**

- 14. 財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行う。

以 上